

薬局情報登録 入力ガイド

【1】情報一覧

- 1) 薬局の名称
- 2) 薬局開設者区分
- 3) 薬局開設者
- 4) 薬局の管理者
- 5) 薬局の管理者 (カナ)
- 6) 担当者
- 7) 薬局の所在地 (郵便番号)
- 8) 薬局の所在地 (都道府県)
- 9) 薬局の所在地 (都道府県以降)
- 10) 電話番号
- 11) ファクシミリ番号
- 12) 電子メールアドレス
- 13) 薬局の薬剤師数 (常勤換算)
- 14) 処方箋を応需した回数
- 15) 医療用医薬品の取扱品目数
- 16) 後発医薬品の取扱品目数
- 17) 一般用医薬品の取扱品目数
- 18) 処方箋を応需している医療機関数
- 19) 後発医薬品調剤率

【2】入力について

— 参加登録に当たってのご注意 —

薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業において、事例報告の対象となる施設は「薬事法で定める薬局」となります。前記の薬局以外の方々から事業への参加を受け付けることは出来ませんので、ご了承下さい。

1) 《薬局の名称》

- ・薬局開設許可証（以下、「許可証」という。）等に記載されている薬局の名称を省略せず、正確に入力して下さい。

2) 《薬局開設者区分》

- ・薬局開設者が該当する区分（【法人】または【個人】）を選択して下さい。

3) 《薬局開設者》

- ・許可証等に記載されている氏名（法人にあつてはその名称）を入力して下さい。
- ・薬局開設者が法人の場合、名称（企業名等）は省略せず、正確に入力して下さい。法人の場合、薬局開設者は代表者の氏名ではありませんので、注意して入力して下さい。
- ・薬局開設者が個人の場合、代表者の氏名を入力して下さい。氏名については、姓と名の間は一文字（全角）空けて入力して下さい。

4) 《薬局の管理者》

- ・薬局の管理者（管理薬剤師）の氏名を入力して下さい。
- ・氏名については、姓と名の間は一文字（全角）空けて入力して下さい。
- ・薬局の管理者については、薬局開設許可申請書（以下、「許可申請書」という。）又は薬事法第10条に定める変更の届出（以下、「変更届書」という。）に記載している管理者と同じ表記として下さい。
- ・「薬局開設者」と「薬局の管理者」が同一の場合は、同一の氏名を記載して下さい。

5) 《薬局の管理者（カナ）》

- ・薬局の管理者（管理薬剤師）の氏名を全角カタカナで入力して下さい。
- ・氏名については、姓と名の間は一文字（全角）空けて入力して下さい

6) 《担当者》

- ・医療安全担当者等、主としてヒヤリ・ハット事例を報告する担当者の氏名を入力して下さい。
- ・氏名については、姓と名の間は一文字（全角）空けて入力して下さい。

7) 《薬局の所在地（郵便番号）》

- ・許可証に記載されている所在地の郵便番号を半角数字で入力して下さい。
- ・所在地の郵便番号は配達局番号（上3桁）と町域番号（下4桁）の数字で入力して下さい。

8) 《薬局の所在地【都道府県】》

- ・許可証に記載されている都道府県を選択して下さい。

9) 《薬局の所在地（都道府県以降）》

- ・許可証に記載されている薬局の所在地を入力して下さい。
- ・許可証にビル名（部屋番号含む）が表記されていない場合は、ビル名（部屋番号含む）も合わせて入力して下さい。
- ・ビル名については、住所と空白を空けずに入力して下さい。

10) 《電話番号》

- ・営業時間内において、連絡が可能な電話番号を半角数字で入力してください。原則として、薬局内に存在する固定電話の電話番号を入力して下さい。

11) 《ファクシミリ番号》

- ・営業時間内において、連絡が可能なファクシミリ番号を半角数字で入力してください。ただし、薬局内にファクシミリがない場合は、省略しても構いません。

12) 《電子メールアドレス》

- ・原則として、薬局の業務に使用する電子メールアドレスを入力して下さい。個人が所有する電子メールアドレス及び、薬局において業務以外に使用する電子メールアドレスは入力しないで下さい。
- ・電子メールアドレス（確認用）には、上記で入力した電子メールアドレスをコピーせずに、再度入力して下さい。
- ・なお、事業に関する連絡は電子メールを基本として行います。

13) 《薬局の薬剤師数》

- ・薬事に関する実務に従事する薬剤師の数（常勤換算）を入力して下さい。
- ・薬剤師の数（常勤換算）の記載にあたっては、下記の通知に示される解釈に従うものとします。下記の例を参考として、入力して下さい。

- ・常勤薬剤師をもって員数1とする。
(ただし、他の店舗と兼務する場合は、非常勤薬剤師と同様の換算を行うこととする。)
- ・常勤薬剤師とは、薬局で定める勤務時間の全てを勤務する者をいう。
- ・非常勤薬剤師は、その勤務時間を1週間の薬局で定める勤務時間により除した(割り算した)数とする。ただし、1週間の薬局で定める勤務時間が32時間未満と定められている場合は、換算する分母は32時間とする。

<例1>

1週間の薬局で定める薬剤師の勤務時間40時間の薬局について、薬剤師Aは週40時間勤務、薬剤師B、C、Dは週20時間勤務の場合

→Aが常勤で1。B、C、Dの員数はそれぞれ $20/40=0.5$ となり、
合計 $=1+0.5+0.5+0.5=2.5$ となる。端数は切り捨てるため、
記載する数字は「2」となる。

<例2>

1週間の薬局で定める薬剤師の勤務時間30時間の薬局について、薬剤師Aは週40時間勤務、薬剤師Bは週30時間、薬剤師Cは週15時間、薬剤師Dは週20時間、薬剤師Eは週22時間勤務の場合

→Aが常勤で1。非常勤B～Eの員数の合計は $30/32+15/32+20/32+22/32=2.71\dots$
となる。したがって合計は3.7となる。端数は切り捨てるため、記載する数字は「3」となる。

※ 注：ただし、上記例1及び2において、薬剤師Aは常勤薬剤師
薬剤師B、C、D、Eは非常勤薬剤師とする。

平成11年2月16日付医薬企第16号厚生省医薬安全局企画課長通知
「薬剤師の員数の解釈について」抜粋

14)《処方箋を応需した回数》

- ・前月に処方箋を応需した回数を入力して下さい。
- ・新規または月の途中で開局した場合は、1ヶ月間で推定される処方箋の応需回数を入力して下さい。

15)《医療用医薬品の取扱品目数》

- ・薬局内で備蓄している医療用医薬品の品目数を入力して下さい。
- ・「薬局内で備蓄している」とは、調剤等を行うことが可能な在庫量を有するものをいいます。

16) 《後発医薬品の取扱品目数》

- ・薬局内で備蓄している後発医薬品の品目数を入力して下さい。
- ・「薬局内で備蓄している」とは、調剤等を行うことが可能な在庫量を有するものをいいます。

17) 《一般用医薬品の取扱品目数》

- ・薬局内で備蓄している一般用医薬品の品目数を入力して下さい。
- ・「薬局内で備蓄している」とは、販売等を行うことが可能な在庫量を有するものをいいます。

18) 《処方箋を応需している医療機関数》

- ・前月に処方箋を応需した医療機関の総数を入力して下さい。
- ・新規または月の途中で開局した場合は、1ヶ月間で処方箋を応需すると推定される医療機関の総数を入力して下さい。
- ・同一医療機関における、異なる診療科からの応需については、1医療機関とします。

19) 《後発医薬品調剤率》

- ・直近3ヶ月間における医薬品の調剤数量（調剤した医薬品について薬価基準上の規格単位ごとに数えた数量のことをいう。）のうち、後発医薬品の調剤数量の割合（％）を入力して下さい。
- ・新規または開局して3ヶ月未満の薬局の場合は、推定される後発医薬品調剤率を入力して下さい。

※疑問の点等がございましたら直接、当機構までご連絡をお願いします。